

会員の方
限定

消費税軽減税率制度説明会のご案内

令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率(8%)制度が実施されます。

軽減税率制度は飲食料品を取扱う事業者や消費税の申告が必要な事業者だけでなく消費税の申告が必要ない事業者をはじめ多くの事業者にも様々な対応が必要になる場合があります。

例えば次のような場合は対応が必要になる可能性があります。(一例です)

◎飲食料品を取扱う全ての事業者。(消費税の申告の有無は関係ありません)

◎消費税の申告を一般課税でして、接待交際費などの経費に飲食料品が含まれている方。

是非、説明会に参加して頂き軽減税率制度の内容・注意点などをご確認下さい。

※複数税率対応のレジの導入などを行うにあたって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金のご説明も致します。

【日時】 ①令和元年7月22日(月) 9:30~11:00

②令和元年7月23日(火) 13:30~15:00

【会場】 川崎北青色申告会館 高津区新作6-16-12

武蔵新城駅から徒歩約10分です

【講師】 川崎北税務署 個人課税第1部門指導上席ほか

【定員】 ①②各30名 定員になり次第締め切ります

【申込】 お電話でお申込み下さい TEL044-862-8685

【その他】 筆記用具をご持参ください

駐車場は利用できません、お車でのお越しはご遠慮ください

ご不明な事がございましたらお気軽にお問合せ下さい

川崎北青色申告会 高津区新作6-16-12 TEL044-862-8685